

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 20 年度
条 例 名	神奈川県県営上水道条例		
条 例 番 号	昭和 29 年神奈川県条例第 11 号	法 規 集	第 13 編第 4 章第 1 節
所 管 部 局 室 課	企業庁水道電気局業務課		
条 例 の 概 要	神奈川県県営上水道の給水等について定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	水道法第 14 条において、水道事業者は供給条件を定めなければならない、また地方自治法第 228 条第 1 項により水道使用料等については「条例で定めなければならない」とされていることから、必要な条例である。	
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	県営水道として、水道料金等の必要な事項を規定し、水道事業を運営しており、有効に機能している。	
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	水道料金等について、条例改正を適宜行っており、実態に沿った内容であり効率的である。	
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	県営水道は、災害に強い水道づくり、より安全でおいしい水の供給、経営改革の徹底に重点をおいて運営している。また、神奈川力構想では「安全で良質な水の安定供給」が位置づけられており、県政の基本的な方針に適合している。	
	適法性 （ 憲法、法 令に抵 触しな いか。 ）	水道法等に基づき、水道料金等について定めたものであり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理 由 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	特 記 事 項
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 (無)